

別紙

アクション・プランに基づく地方自治体とハローワークの一体的実施に向けた提案

平成26年9月

船橋市

1 提案の概要

船橋市福祉事務所内に、生活保護受給者等及び住宅支援給付受給者並びにその申請者及び相談者（以下「生活保護受給者等」という。）を対象とした、ハローワークの職業紹介機能を持つ就労支援窓口を設置し、福祉事務所のケースワーカー及び就労支援員と、ハローワークが連携し、生活保護受給者等に対する一体的な就労支援を実施する。

2 提案理由

提案の概要に伴い、船橋市内でも稼働能力を有する生活保護受給者が増加傾向にある中で、いわゆる「その他」世帯の受給者に対する就労支援のあり方が課題となっている。

この点、現在も、船橋市はハローワークと連携した取組を実施して一定の成果が出ているところであるが、船橋市とハローワークが離れた場所にあるので、これからは同じ庁舎で両者が連携した支援を行うことにより、これまで以上に早期の自立を実現するため、今般、アクション・プランに基づく一体的実施の提案に至った。

3 提案内容

（1） 支援対象者

生活保護受給者等を対象とする。

（2） 設置場所

船橋市福祉事務所1階

（3） 実施内容

国が行う無料職業紹介等と市が行う生活保護等に係る業務を一体的に実施する。

具体的には、国（ハローワーク）は、設置する窓口に職員を配置し、市から誘導を受けた支援対象者に対して、職業相談・職業紹介を実施する。

市は、生活保護受給者等に対する意欲喚起等を行うとともに、職業相談・職業紹介の対象として適切な支援対象者を、国の窓口に誘導する。

（4） 開始予定期

平成26年11月